四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年１０月１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６０号

四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（昭和６１年四日市市規則第６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職務に専念する義務の免除） 第２条　条例第２条第３号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)から(8)まで　（略） (9)　妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合（当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間に限る。） (10)　（略）	（職務に専念する義務の免除） 第２条　条例第２条第３号の規定による職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。 (1)から(8)まで　（略） (9)　（略）

附　則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

（総務部人事課）